

スポーツ振興くじ（第870回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第229号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成28年8月28日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 大東和美

- 1 **スポーツ振興投票の名称**
別紙1のとおり
- 2 **スポーツ振興投票券の発売期間**
別紙1のとおり
- 3 **業務を委託する金融機関の名称及び所在地**
 - (1) 楽天銀行株式会社
東京都品川区東品川4丁目12番3号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (2) 株式会社ジャパンネット銀行
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (3) 株式会社三井住友銀行
東京都千代田区丸の内1丁目1番2号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (4) 住信SBIネット銀行株式会社
東京都港区六本木1丁目6番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (5) 株式会社じぶん銀行
東京都中央区日本橋1丁目19番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- 4 **合致の割合の種類**
別紙1のとおり
- 5 **特定指定試合を実施する期日又は期間**
別紙1のとおり
- 6 **試合当たり投票種類数**
別紙1のとおり
- 7 **特定指定試合で対戦するサッカーチーム名**
別紙1のとおり
- 8 **合致の割合の算式において本センターが定める率**
別紙1のとおり
- 9 **1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額**
別紙1のとおり
- 10 **その他**
発売及び払戻しは全国

・ **スポーツ振興投票の名称**

第870回スポーツ振興くじ

・ **スポーツ振興投票券の発売期間**

平成28年8月29日(月)～同年9月3日(土)

・ **合致の割合の種類**

開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) **t o t o (トト)**

1等 10割

2等 開催試合結果数(13)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(13)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(2) **m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)**

1等 10割

(3) **m i n i t o t o B組 (ミニトト ビークミ)**

1等 10割

(4) **t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)**

1等 10割

2等 開催試合結果数(6)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・ **指定試合を実施する期日又は期間**

平成28年9月3日(土)及び同年9月4日(日)

・ **試合当たり投票種類数**

(1) **t o t o**

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) **m i n i t o t o A組**

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(3) **m i n i t o t o B組**

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(4) **t o t o G O A L 3**

1試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点

「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

・特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

(1) toto (トト)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム

(2) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム

(3) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)

以下の対象試合のうち、試合No. ⑥～⑩のサッカーチーム

(4) toto GOAL 3 (トトゴールスリー)

以下の対象試合のうち、試合No. ①、③及び⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
9/4	①	横浜F・マリノス (横浜M)	大宮アルディージャ (大宮)
9/4	②	浦和レッズ (浦和)	ヴィッセル神戸 (神戸)
9/4	③	ガンバ大阪 (G大阪)	サンフレッチェ広島 (広島)
9/4	④	アビスパ福岡 (福岡)	FC東京 (F東京)
9/3	⑤	コンサドーレ札幌 (札幌)	ファジアーノ岡山 (岡山)
9/3	⑥	徳島ヴォルティス (徳島)	ギラヴァンツ北九州 (北九州)
9/3	⑦	モンテディオ山形 (山形)	ザスパクサツ群馬 (群馬)
9/3	⑧	ジェフユナイテッド千葉 (千葉)	ツエーゲン金沢 (金沢)
9/3	⑨	V・ファーレン長崎 (長崎)	横浜FC (横浜C)
9/3	⑩	清水エスパルス (清水)	水戸ホーリーホック (水戸)
9/3	⑪	カマタマーレ讃岐 (讃岐)	愛媛FC (愛媛)
9/3	⑫	ロアッソ熊本 (熊本)	東京ヴェルディ (東京V)
9/3	⑬	セレッソ大阪 (C大阪)	京都サンガF. C. (京都)

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) toto

1等 10分の7

2等 20分の3

3等 20分の3

(2) mini toto A組

1等 1分の1

(3) mini toto B組

1等 1分の1

(4) toto GOAL 3

1等 5分の3

2等 5分の2

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) toto

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあつては、5億円）

(2) mini toto A組

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあつては、2億円）

(3) mini toto B組

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあつては、2億円）

(4) toto GOAL 3

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあつては、2億円）